地 安 第 １ １ ３ ３ 号
令和８年（2026年）11月12日

関 係 各 位

北海道知事　　鈴木　直道

令和９年における交通安全運動の推進方針について（通知）

交通安全対策の推進につきましては、日ごろから特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別紙のとおり定めましたので、交通安全思想の普及及び運動の推進について、特段の御配意をお願い申し上げます。

道といたしましては、引き続き、道教委、道警察、市町村及び関係機関・団体等とさらなる連携を図り、悲惨な交通事故の犠牲者を一人でも減少させるよう交通安全運動に積極的に取り組み、安全で安心な社会の実現を目指してまいります。

つきましては、関係各位におかれましても、あらゆる機会を捉えて、交通安全運動を強くアピールいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、本方針は北海道のホームページにも掲載しますので、ご活用ください。
(URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/cak/koutsuu/koutsuuanzen/keikaku.html)

環境生活部くらし安全局
地域安全課交通安全係：増田
ＴＥＬ：011-231-4111(24-169)

令和８年における交通安全運動の推進方針

令和８年の交通安全運動は、北海道の交通事故の発生状況を踏まえ、「交通安全運動の重点」を軸として、期別運動、交通安全の日等の運動、特別対策等を展開し、「交通事故のない安全で安心な社会」を目指すものとする。

１　運動の目的

交通安全運動は、道民一人一人が、交通安全を自らのことと考え、交通ルールを遵守し、思いやりのある交通マナーを実践するよう、交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止することを目的とする。

２　年間スローガン

「ストップ・ザ・交通事故　～　めざせ　安全で安心な北海道　～」

３　運動の進め方

北海道の交通事故の発生状況を踏まえ、年間を通じ、地域や職域等に応じて、こどもから高齢者まで幅広い年齢層が参加するイベント等を活用するなど、場所や方法に工夫を凝らしながら、広く道民に交通安全を呼びかけるものとする。

そのため、道、道教委、道警察及び市町村をはじめとする関係機関・団体等は、緊密に連携し、世代や職種等に応じた運動内容の充実に努め、「人優先」の交通安全思想に基づいた体系的かつ効果的な交通安全運動を展開する。

また、交通安全教育に関する指針等を活用し、道民自らが安全な交通行動を実践できるように、危険予測や危険回避等の効果が期待される参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進するとともに、交通安全運動に参加する若い世代の交通ボランティア等の育成にも配意する。

⑴　運動の重点

ア　歩行者保護意識の醸成と歩行者のマナーアップ
イ　高齢者の安全確保
ウ　飲酒運転の根絶
エ　スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底
オ　乗車用ヘルメットの着用などの自転車等の安全利用
カ　安全意識の向上

⑵　配意事項

ア　民間団体等の活動の促進

道、道教委、道警察及び市町村は、関係機関・団体等と連携し、地域・職域における民間団体等の自主的な交通安全活動を促進する。

イ　交通安全情報の発信活動の推進

道、道教委、道警察及び市町村は、家庭、学校、企業、団体等の日常における交通安全意識の向上に役立つ交通安全情報について、報道機関への提供はもとより、国、道、市町村、教育機関の広報媒体や防災無線、街頭放送、インターネット等を活用して地域の隅々にまで行き渡るように効果的な発信活動を推進する。

ウ　交通安全運動参加者の裾野拡大に向けた取組の推進

交通安全運動参加者の裾野拡大を図るため、交通安全ボランティア等の活動の周知や、若い世代の運動参加に向けた働きかけなどの取組を推進する。

⑶　期別運動

全国運動の春・秋の交通安全運動と、北海道独自の夏・冬の交通安全運動期間を設定して実施する４期４０日の運動であり、別途作成する各期の「交通安全運動北海道実施要綱」に基づき、運動の重点及び期別運動の方針等を市町村、関係機関・団体等が相互に連携して推進する。

⑷　交通安全の日等の運動

それぞれの日の趣旨に基づいて実施する運動であり、主に地域・職域において民間団体等と連携して推進する。

⑸　特別対策

交通死亡事故や飲酒運転による逮捕事案が多発するなどした場合に、特別に期間を設定して実施する緊急の対策であり、地域住民等への注意喚起などの緊急かつ効果的な広報啓発活動を実施する。

４　重点別の取組

⑴　歩行者保護意識の醸成と歩行者のマナーアップ

ア　運転者に対して、歩行者を最優先とする保護意識の醸成やこども・高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及を図る広報啓発活動を推進する。

イ　全ての世代を対象に、道路横断時の安全確認や反射材の着用など自ら安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進する。

ウ　信号機の設置のない横断歩道における歩行者優先義務の徹底と、歩行者・ドライバー相互の意思疎通を図る横断方法等を実践する「ハンドサインでストップ運動」を推進する。

エ　登下校時のこどもの安全を確保するため、関係機関・団体が連携して通学路の安全点検や保護・誘導活動を推進する。

⑵　高齢者の安全確保

ア　高齢者に交通安全のひと声アドバイスを行う「シルバーアドバイザーの店」*1の登録拡大を図るほか、高齢者を取り巻く交通事故実態の周知や、高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の向上を図る広報啓発活動を推進する。

イ　高齢者に個々の身体機能を自覚した安全な交通行動の実践を促すための交通安全教育や広報啓発活動のほか、高齢者宅への訪問活動による安全指導等を推進する。

ウ　自動車等の運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供や、安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。

⑶　飲酒運転の根絶

ア　「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」の基本理念である「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識と、「そして見逃さない」という視点の醸成を図る広報啓発活動を推進する。

イ　飲酒運転が悪質な犯罪であることの認識や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識を深めること、さらには飲酒運転の再犯防止の取組である保健指導を周知する広報啓発活動を推進する。

ウ　交通安全指導員や地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアなど関係機関・団体と連携した飲酒疑似体験等、飲酒運転の危険性の認識向上を図る広報啓発活動を推進する。

エ　運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組を推進する。

オ　飲食店や酒類販売店等の飲酒関連業界と連携した「ハンドルキーパー運動」や広報啓発活動を推進する。

カ　道民が一丸となって飲酒運転を根絶する気運を高めるための象徴である「飲酒運転根絶ロゴマーク」の普及啓発や効果的な活用を推進する。

キ　警察への通報や「飲酒運転ゼロボックス」*2の活用など、飲酒運転に関する情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。

ク　飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行う「飲酒運転根絶宣言事業者、飲食店」の周知、

---

*1「シルバーアドバイザーの店」
高齢者が日ごろ来店する機会の多い店舗等で、高齢者が訪れたときに、交通安全に対する一声をかけていただく店舗等。北海道のホームページ上で、登録店舗等を掲載している。

*2「飲酒運転ゼロボックス」
北海道警察では、１１０番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付けるシステム「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設している。

登録拡大を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進する。

⑷　スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

ア　速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発活動を推進する。

イ　ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。

ウ　後部座席を含めた全席でのシートベルトの着用・チャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、地域・職域における着用率向上に向けた取組を推進する。

エ　各種資器材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。

⑸　乗車用ヘルメットの着用などの自転車等の安全利用

ア　自転車運転者の交通違反に適用される交通反則通告制度の周知及び法令遵守についての広報啓発活動を推進する。

イ　自転車シミュレータや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールの周知やマナー向上を図るための交通安全教育、広報啓発活動を推進する。

ウ　「道路交通法」及び「北海道自転車条例」に基づき、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入促進に向け、民間事業者と連携した広報啓発活動を推進するとともに、「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の危険性を周知する。

エ　特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。

⑹　安全意識の向上

ア　夕暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知するとともに、反射材の貼付活動や視認効果の体験会等を通じて反射材用品等の着用推進を図る広報啓発活動を推進する。

イ　昼間の点灯を呼びかける「デイ・ライト運動」や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。

ウ　令和８年９月１日の改正道路交通法施行令施行に伴う、生活道路における法定速度引き下げの周知を図る広報啓発活動を推進する。

エ　「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知し、安全運転意識の向上を図るとともに、思いやり・ゆずり合いの心を持った運転の実践を図る広報啓発活動を推進する。

オ　レンタカー会社、観光・宿泊施設、駅、空港等と連携して訪日外国人に交通安全を呼びかける広報啓発活動を推進する。

カ　居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの広報啓発活動を推進する。

キ　天気や路面状況の変化に応じた安全な運転に向けた広報啓発活動を推進する。

５　期別運動の取組

⑴　期別運動の方針

ア　春の全国交通安全運動（４月６日～１５日）

新入学・新学期を迎えるこどもや活動期に入る自転車利用者へのルールの遵守とマナーの向上を図るための広報啓発活動を展開する。

イ　夏の交通安全運動（７月１３日～２２日）

夏休みを利用した観光や夏型レジャー等の活発化に伴い、長距離運転等による居眠り運転事故の防止、バイク等による事故防止、飲酒運転根絶を図るための広報啓発活動を展開する。

ウ　秋の全国交通安全運動（９月２１日～３０日）

日没の早まりとともに夕暮れ時から夜間にかけて多発傾向にある高齢者を中心とした歩行中・自転車乗用中の事故の防止等を図るための広報啓発活動を展開する。

エ　冬の交通安全運動（１１月１３日～２２日）

凍結路面によるスリップを伴う事故の防止や年末に向けて増加傾向にある飲酒運転の根絶を図るための広報啓発活動を展開する。

⑵　期間中の主な取組

期別運動の方針を踏まえつつ、次に掲げる事項について、季節や地域の状況に応じて、重点別の取組と連動して実施する。

ア　推進会議の開催

交通安全運動を効果的に推進するため、必要に応じ関係機関・団体等が一堂に会した推進会議を開催し、運動の趣旨の周知を図るとともに、各機関・団体の交通安全運動の取組、交通安全対策上の課題等について情報共有を行う。

イ　全道統一行動日～セーフティコール～

多くの道民の自主的な参加と運動の一層の活性化を図るため、原則、運動の初日を「全道統一行動日」として設定し、地域ぐるみの一斉街頭啓発活動である「セーフティコール」を実施する。ただし、運動の初日が休日の場合は、休日直前の平日とする。

ウ　街頭啓発や住民集会等の啓発活動

市町村、関係機関・団体等が連携し、多くの住民が参加して繁華街、幹線道路等における街頭啓発活動や総決起集会等の住民集会の開催による啓発活動を実施する。

エ　こどもの交通安全指導

幼児・児童に対しては、交通ルール・マナーと危険回避行動の習得を図るために、通園・通学路における街頭指導のほか、親子等で参加する自転車シミュレータやシートベルトコンビンサー体験等の交通安全教室を実施する。

オ　高齢者の交通安全指導

高齢歩行者・自転車利用者等に対しては、ひと声アドバイス、反射材の貼付活動、街頭啓発や訪問活動を通じた交通安全指導等を実施する。

高齢運転者に対しては、高齢運転者標識の表示促進や交通事故の状況、安全運転のポイント周知などの啓発活動のほか、運転免許証の自主返納について周知を図る。

また、ドライバーには高齢歩行者等が道路を横断するときは減速・徐行するなど、その行動特性を理解した運転を心がけるよう広報啓発活動を実施する。

カ　飲酒運転根絶の啓発活動

飲酒運転根絶の気運を向上させるため、飲酒関連業界等と連携した歓楽街等における街頭啓発や飲食店訪問活動を実施するとともに、飲酒体験ゴーグルなどを活用した交通安全教育を実施する。

キ　速度抑制に向けた啓発活動

雪解けや行楽期の到来に伴う、郊外部での速度超過による危険性の認識向上や都心部等での減速についての啓発活動を実施する。

改正道路交通法施行令施行後における、生活道路での法定速度遵守についての広報啓発活動を実施する。

ク　シートベルト・チャイルドシート着用指導

全席シートベルトの着用と年齢に適合したチャイルドシートの使用についての広報啓発活動や街頭指導を実施する。

ケ　バイクの交通安全指導

バイク販売店や関係団体と連携し、運転技能向上のための交通安全講習会等への参加や、プロテクターやエアバッグジャケットの着用を促進するほか、ツーリングコース等における広報啓発活動を推進する。

コ　自転車の安全利用の啓発・指導

自転車利用者を対象とした街頭指導、自転車シミュレータや交通事故の恐ろしさを体感させる教育手法（スケアード・ストレイト方式）を取り入れた参加・体験・実践型の自転車教室等を通じた基本的な交通ルールの周知、高齢者・障がい者等の通行の安全確保のための啓発活動を実施する。

特に、小・中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎として、学校や地域と連携し、自転車の安全利用に関する指導を強化する。
全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用促進に向けた広報啓発活動を推進する。

サ　事故多発地域における夕暮れ時等のパトライト作戦
交通安全意識の高揚を図るため、市街地交差点や幹線道路等の郊外部において、夕暮れ時等に赤色回転灯（パトライト）点灯による啓発活動を実施する。

シ　居眠り運転防止の啓発活動
行楽期や輸送繁忙期において、注意喚起チラシを配布するなどの啓発活動を実施する。

ス　凍結路面等でのスリップ事故防止の啓発活動
交差点、急カーブ、下り坂、わだち等におけるスリップ事故防止のため、スタッドレスタイヤへの早めの交換の促進､冬道の安全運転のポイントの指導等の啓発活動を実施する。

６　交通安全の日等の運動

⑴　飲酒運転根絶の日（７月１３日）
「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、道民の飲酒運転根絶の気運を高めるための広報啓発活動を実施する。

⑵　交通事故死ゼロを目指す日（４月１０日、９月３０日）
交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動におけるセーフティコールの活動に準じた広報啓発活動を実施する。

⑶　道民交通安全の日（毎月１５日）
道民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全活動の一斉日として、セーフティコールの活動に準じた広報啓発活動を実施する。

⑷　自転車安全日（毎月第１及び第３金曜日）
自転車の安全利用と自転車事故の防止を図るため、自転車利用者を対象に、街頭指導や啓発活動を実施するとともに、自転車教室等による参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

⑸　その他の交通安全の日
無事故の日（６月２５日）、バイクの日（８月１９日）、その他地域独自の交通安全の日等については、それぞれの日の実施趣旨を踏まえて、地域・職域の実情に応じた各種啓発活動を実施する。

７　特別対策

⑴　交通死亡事故多発警報
道や総合振興局・振興局は、交通死亡事故の多発により「交通死亡事故多発警報実施要領」の発表基準に達した場合には、速やかに「交通死亡事故多発警報」を発表するとともに、関係機関・団体等による対策会議を開催するなど、地域住民等への注意喚起を図る緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等の交通安全運動を実施する。

⑵　飲酒運転根絶緊急対策
道や総合振興局・振興局は、「飲酒運転根絶緊急対策実施要領」の発表基準に達した場合には、「緊急対策期間」を設定するとともに、特別の措置を講ずるべき「重点対策地域」を指定して、道警察、市町村その他関係機関と連携協力しながら飲酒運転を根絶するための取組を推進する。

令和８年における交通安全運動の推進方針(概要)

運動の目的	道民の交通安全意識を高め、交通事故を防止する。
年間スローガン	ストップ・ザ・交通事故　～　めざせ　安全で安心な北海道　～

交通安全運動の重点	歩行者保護意識の醸成と歩行者のマナーアップ	○　歩行者を最優先とする保護意識の醸成を図る広報啓発活動、全ての世代を対象とした道路横断時の安全確認や反射材の着用など自ら安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進する。 ○　信号機の設置のない横断歩道における歩行者優先義務の徹底と、歩行者・ドライバー相互の意思疎通を図る横断方法等を実践する「ハンドサインでストップ運動」を推進する。 ○　登下校時のこどもの安全を確保するための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。
	高齢者の安全確保	○　「シルバーアドバイザーの店」の登録拡大を図るほか、高齢者を取り巻く交通事故実態の周知や、高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の向上を図る広報啓発活動を推進する。 ○　高齢者に個々の身体機能を自覚した安全な交通行動の実践を促す交通安全教育や高齢者宅への訪問活動等による安全指導を推進する。 ○　運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。
	飲酒運転の根絶	○　悪質な犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識と「そして見逃さない」という視点の醸成を図る広報啓発活動を推進する。 ○　飲酒疑似体験を取り入れた交通安全講習による危険性の認識向上や運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の徹底等の取組を推進する。 ○　「飲酒運転根絶ロゴマーク」や「ハンドルキーパー運動」、「飲酒運転ゼロボックス」を周知するなど、飲食店や酒類販売店等と連携した広報啓発活動を推進する。 ○　飲酒運転に関する警察への情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。 ○　飲酒運転の根絶に取り組む「飲酒運転根絶宣言事業者、飲食店」の周知、登録拡大を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進する。
	スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底	○　速度の出し過ぎによる危険性を周知する広報啓発活動を推進する。 ○　ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。 ○　後部座席を含めた全席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、着用率向上に向けた取組を推進する。 ○　各種資器材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。
	乗車用ヘルメットの着用などの自転車等の安全利用	○　自転車運転者の交通違反に適用される交通反則通告制度の周知及び法令遵守についての広報啓発活動を推進する。 ○　自転車シミュレータや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールの周知やマナー向上に向けた交通安全教育、広報啓発活動を推進する。 ○　乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入促進に向け、民間事業者と連携した広報啓発活動を推進するとともに、「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の危険性を周知する。 ○　特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。
	安全意識の向上	○　夕暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知し、反射材用品等の着用促進を図る広報啓発活動を推進する。 ○　昼間の点灯を呼びかける「デイ・ライト運動」や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。 ○　生活道路における法定速度引き下げの周知を図る広報啓発活動を推進する。 ○　「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知するとともに思いやり・ゆずり合いの心を持った運転の実践を図る広報啓発活動を推進する。 ○　長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた広報啓発活動を推進する。 ○　天気や路面状況の変化に応じた安全な運転に向けた広報啓発活動を推進する。

	運動名	春の全国交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
期別運動	実施期間	４／６（月）～ ４／１５（水）	７／１３（月）～７／２２（水）	９／２１（月）～９／３０（水）	１１/１３（金）～１１/２２（日）
	セーフティコール	４／６（月）	７／１３（月）	９／１８（金）	１１／１３（金）
	期別運動の方針	○　新入学（新学期）を迎えるこどもや活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	○　観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	○　夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	○　凍結路面でのスリップ事故防止や飲酒運転の根絶を図るための活動等を推進する。
	重点項目	○　春・秋の運動においては、全国交通安全運動推進要綱の運動重点に準じ、必要に応じ北海道独自の項目を定める。 ○　夏・冬の運動においては、北海道の地域特性、交通事故の発生状況・特徴等を勘案する。			

交通安全の日等の運動	飲酒運転根絶の日	７月１３日（月）	道民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を実施する。
	交通事故死ゼロを目指す日	４月１０日（金）、９月３０日（水）	交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動を実施する。
	道民交通安全の日	毎月１５日	道民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動を実施する。
	自転車安全日	毎月第１及び第３金曜日	自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発活動等を実施する。
	その他の交通安全の日	無事故の日(6/25)、バイクの日(8/19)	地域独自の交通安全の日等に、地域・職域の実情に応じた広報啓発活動を実施する。
特別対策		「交通死亡事故多発警報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発表時に地域住民等へ緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。	